

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課	P. 2
3	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	県立高校再編整備推進室	P. 3

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和9年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教 職 員 課	P. 14
2	「教職員志望者等に対するセクシュアル・ハラスメント等を防止するための採用活動等に関する取扱い」の策定について	教 職 員 課	P. 15
3	令和9年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高 校 教 育 課	P. 24
4	下松高校と華陵高校の再編統合により設置する新高校に係る提言書について	県立高校再編整備推進室	P. 33

協議事項

番号	件名	主管課	
1	山口県公立高等学校の学科改編について	県立高校再編整備推進室	P. 35

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和8年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和8年(2026年)10月19日

山口県教育委員会

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職 名	氏 名	勤務年数	備 考
長門市立仙崎 中学校	教諭	きむら かなこ 木村 歌奈子	34年	令和8年9月2日 退職

議案第 3 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年（2026 年） 1 0 月 1 9 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	140									全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。 人文探究科及び理数探究科は、文理探究科として一括して募集する。
			理数科	3	—									
			人文探究科	3	70									
		理数探究科	3											
		坂上分校	普通科	3	30									

別表の 1 の表山口県立岩国総合高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立光高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「180」を「170」に改め、同表山口県立華陵高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中「150」を「130」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「240」を「230」に改め、同表山口県立防府商工高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立山口高等学校	山口市	本校	普通科	3	210								文科及び理数科は、文理探究科として一括して募集する。
			文科	3	70								
			理数科	3									

山口県立宇部高等学校	宇部市	本校	普通科	3	160									人文社会科学及び自然科学は、文理探究科として一括して募集する。
			人文社会科学	3	70									
			自然科学	3										

[illegible]

山口県立萩高等学校	萩市		普通科	3	90											人文社会科学科及び自然科学科は、文理探究科として一括して募集する。
			人文社会科学科	3	35											
			自然科学科	3												
	本 校	総合学	3													
	分 校	総合学	3	30												

別表の1の表山口県立萩商工高等学校の項中「30」を「25」に改める。

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日)
(山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条 (略)

附 則 (略)

別表 (第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程				通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	第1学年生徒定員	
山口県立岩国高等学校	岩 国 市	本 校	普通科	3	140										<u>全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。</u> <u>人文探究科及び理数探究科は、文理探究科として一括して募集する。</u>
			理数科	3	二										
			人文探究科	2	70										
			理数探究科	2											
		坂上分校	普通科	3	30										
山口県立岩国総合高等学校	岩 国 市	本 校	総合学科	3	90										

(略) 高森～田布施農工

山口県立光高等学校	光 市	本 校	普通科	3	120										
			総合学科	3	80										
山口県立下松高等学校	下 松 市	本 校	普通科	3	170										
山口県立華陵高等学校	下 松 市	本 校	普通科	3	70										
			英語科	3	30										

(略) 下松工業～徳山

山口県立新南陽高等学校	周 南 市	本 校	普通科	3	130										
-------------	-------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 徳山商工～南陽工業

山口県立防府高等学校	防 府 市	本 校	普通科	3	230							衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護	3	40										

(略) 防府西

現 行

○山口県立高等学校等の管理に 関する規則

(昭和三十三年三月八日
山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条(略)
附 則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程				通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	第1学年生徒定員	
山口県立岩国高等学校	岩 国 市	本 校	普通科	3	160										全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—										
			人文探究科	3	35										
			理数探究科	3	35										
		坂上分校	普通科	3	30										
山口県立岩国総合高等学校	岩 国 市	本 校	総合学科	3	105										

(略) 高森～田布施農工

山口県立光高等学校	光 市	本 校	普通科	3	140										
			総合学科	3	80										
山口県立下松高等学校	下 松 市	本 校	普通科	3	180										
山口県立華陵高等学校	下 松 市	本 校	普通科	3	80										
			英語科	3	30										

(略) 下松工業～徳山

山口県立新南陽高等学校	周 南 市	本 校	普通科	3	150										
-------------	-------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 徳山商工～南陽工業

山口県立防府高等学校	防 府 市	本 校	普通科	3	240							衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護科	3	40										

(略) 防府西

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改 正 案

山口県立防府商工高等学校	防 府 市	本 校	商業科	3	120											
			情報処理科	3	40											
			機械科	3	70											
山口県立山口高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	210											
			文 科	3	70											
			理数科	3												

文科及び理数科は、
文理探究科として
一括して募集する。

(略) 山口中央～山口松風館

山口県立西京高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	150 うち40 は、体 育コー スの生 徒の定 員とす る。											
			総合ビジネス科	3	35											
			情報処理科	3	35											
山口県立山口農業高等学校	山 口 市	本 校	生物生産科	3	35											
			食品工学科	3	35											
			環境科学科	3	35											
			生活科学科	3	35											
		西市分校	総合学科	3	30											
山口県立宇部高等学校	宇 部 市	本 校	普通科	3	160											
			人文社会科学科	3	70											
			自然科学科	3												

人文社会科学科及
び自然科学科は、
文理探究科として
一括して募集する。

(略) 宇部中央～宇部工業

山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	本 校	普通科	3	140											
-------------	--------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 厚狭～田部

山口県立豊浦高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	180											
山口県立長府高等学校	下 関 市	本 校	総合学科	3	105											
山口県立下関西高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	140											
			人文社会科学科	3	70											
			自然科学科	3												
山口県立下関南高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	130											

人文社会科学科及
び自然科学科は、
文理探究科として
一括して募集する。

(略) 下関北～大津緑洋

現 行

山口県立防府商工高等学校	防 府 市	本 校	商業科	3	120												
			情報処理科	3	40												
			機械科	3	80												
山口県立山口高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	230												
			文 科	3	35												
			理数科	3	35												

(略) 山口中央～山口松風館

山口県立西京高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	160 うち40人は、この生徒とする。												
			総合ビジネス科	3	40												
			情報処理科	3	40												
山口県立山口農業高等学校	山 口 市	本 校	生物生産科	3	40												
			食品工学科	3	40												
			環境科学科	3	40												
			生活科学科	3	40												
		西市分校	総合学科	3	30												
山口県立宇部高等学校	宇 部 市	本 校	普通科	3	160												
			人文社会科学科	3	35												
			自然科学科	3	35												

(略) 宇部中央～宇部工業

山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	本 校	普通科	3	160												
-------------	--------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 厚狭～田部

山口県立豊浦高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	200												
山口県立長府高等学校	下 関 市	本 校	総合学科	3	135												
山口県立下関西高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	160												
			人文社会科学科	3	35												
			自然科学科	3	35												
山口県立下関南高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	160												

(略) 下関北～大津緑洋

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改 正 案

山口県立萩高等学校	萩市	本校	普通科	2	90												人文社会科学科及び自然科学科は、文理探究科として一括して募集する。
			人文社会科学科	1	35												
			自然科学科	1													
		左古分校	総合学科	3	30												
山口県立萩商工高等学校	萩市	本校	総合ビジネス科	3	25												
			情報デザイン科	3	25												
			機械・土木科	3	25												
			電気・建築科	3	25												

要 行

山口県立萩高等学校	萩市	本校	普通科	3	100												
			人文社会科学科	3	20												
			自然科学科	3	20												
		奈古分校	総合学科	3	30												
山口県立萩商工高等学校	萩市	本校	総合ビジネス科	3	30												
			情報デザイン科	3	30												
			機械・土木科	3	30												
			電気・建築科	3	30												

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

令和 9 年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の 1 の一部を改正するもの。

2 改正の内容

別表の 1 のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第 1 学年生徒定員等を改める。

- ・ 岩国高等学校等の入学定員の変更

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

令和 9 年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、「やまぐち P R I D E」の醸成をめざして、本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制や I C T 環境を生かしながら、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、山口県教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがキャリアステージに応じた資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、いじめ・不登校対策の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が 7 年を超える者については、原則として異動を行う。

- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、社会の変化に的確に対応できる者で、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。

- 4 地域間、校種間等の人事交流を推進する。具体的に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、地域間、全日制・定時制・通信制課程間及び普通科・専門学科・総合学科高校間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

「教職員志望者等に対するセクシュアル・ハラスメント等を防止するための採用活動等に関する取扱い」の策定について

1 策定趣旨

改正男女雇用機会均等法（改正法による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）において、求職者等（採用試験の受験者等）に対するセクハラ対策が事業主に義務化されることに伴い、「教職員志望者等に対するセクシュアル・ハラスメント等を防止するための採用活動等に関する取扱い」（採用活動ルール）を策定する。

2 「採用活動ルール」の概要

（1）対象となる活動

教員採用選考試験、臨時的任用教職員や会計年度任用職員に関する任用手続き、教育実習、学校体験制度 等

（2）採用活動等における禁止事項

容姿・体形を性的に評価する発言、性的指向の詮索、密室での長時間の面談、教職員の私的な接触 等

（3）採用活動等の実施に係る取扱い

実施場所、実施時間、実施体制 等

（4）相談窓口の周知

求職者への事前の周知、周知方法 等

（5）ルール違反が疑われる場合の措置

事実確認、懲戒処分 等

（6）再発防止措置

研修の実施、採用活動等の見直し 等

3 その他事業主が講ずべき措置及び教育委員会の対応

（1）事業主のセクハラ方針の明確化

対応：既存のセクハラ対応指針等を改訂

（2）相談体制の整備等の措置

対応：教育政策課、教職員課、人事委員会事務局に相談窓口を設置

4 施行日

令和 8 年 9 月 3 0 日

教職員志望者等に対するセクシュアル・ハラスメント等
を防止するための採用活動等に関する取扱い

令和8年9月
山口県教育委員会

第1章 総則

(目的)

第1条 事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和8年厚生労働省告示第52号）に基づき、採用活動等におけるセクシュアル・ハラスメントその他の不適切な言動を防止するため、本県の採用活動等の運営方法、実施体制、連絡手段、相談体制及び違反時の対応等の取扱いを定め、教職員志望者等が安全・安心に本県の採用活動等に参加できる環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用活動等 次のア及びイをいう。

ア 職員の任用に関する規則（昭和36年山口県人事委員会規則第8号）第4条に規定する採用試験（同条第7号及び第8号に規定する採用試験を除く。）及び同規則第8条に規定する選考その他教育委員会、県立学校及び市町立学校が実施するこれらに準ずる活動

イ アに掲げる活動に資するため、教育委員会、県立学校及び市町立学校が実施する活動

(採用活動等の例)

ア 職員採用試験

イ 教職員採用選考

ウ 会計年度任用職員登録試験

エ 臨時的任用教職員に関する任用手続き

オ 会計年度任用職員に関する任用手続き

カ 就職説明会（相談会、座談会、学校見学等を含む）

キ インターンシップ、学校体験

ク 実習の受入れ

ケ 内定・採用決定に関する手続き（面談、説明会等を含む）

コ 教職員募集に関する広報活動

(2) 教職員志望者等 教職員以外の者で、採用活動等に参加する者をいう。

(3) 所属長 採用活動等を実施する所属の所属長をいう。

(4) 処分者 教職員の懲戒処分等を所管する所属をいう。

(周知・啓発)

第3条 所属長は、本取扱いについて、教職員に対して周知・啓発を行うとともに

に、教職員志望者等に対してホームページ、募集要項、説明会資料その他の方法によりあらかじめ周知する。

- 2 所属長は、面接官、試験係員、説明会登壇者、実習指導者等、採用活動等に携わる教職員に対し、本取扱いに関する研修等をあらかじめ実施する。

第2章 採用活動等における禁止事項

(禁止事項)

- 第4条 採用活動等において、教職員は、教職員志望者等に対して、セクシュアル・ハラスメント及びその他の不適切な言動（以下「セクハラ等」という。）を行ってはならない。

（採用活動等におけるセクハラ等の例）

- ア 相手が返答に窮するような性的な冗談
- イ 「結婚の有無」「子どもの有無」などに関する質問
- ウ 体調が悪そうな教職員志望者への「生理日か」「更年期か」などの質問
- エ 個人の性的体験談の披露や聞き出し
- オ 雑誌等の卑わいな写真・記事の押し付け閲覧や押し付け購読
- カ 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いの強要
- キ 身体の執拗な凝視
- ク 性的内容の電話や性的内容の手紙等の送付
- ケ 身体への不必要な接触
- コ 性的関係の強要
- サ 「男（女）だったら」などの性別に関する固定観念に基づく発言
- シ 「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などの人格を認めない呼称
- ス 容姿、体型又は服装を性的に評価する発言
- セ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な情報の詮索・暴露（本人の承諾なく第三者に漏らすことを含む。）
- ソ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ等について、本人による開示（いわゆるカミングアウト）を強要し、又は禁止する言動
- タ 採用活動等に不必要な私生活に関する質問
- チ 採用活動等に不必要な呼び出しや密室での長時間の面談
- ツ 採用活動等に不必要な継続連絡
- テ 採用活動等に不必要な連絡先の取得又は利用
- ト 教職員の私的な接触
- ナ 金品、物品等の不適切な利益の授受
- ニ 不利益を示唆して沈黙を迫る等の言動

第3章 採用活動等の実施に関する取扱い

(実施時間)

第5条 採用活動等は、原則として各所属の勤務時間内に実施し、教職員志望者等に対して実施時間を事前に周知する。

- 2 やむを得ず前項の時間外に実施する必要がある場合は、所属長の事前承認を得た上で、原則として複数の教職員により対応し、教職員志望者等の安全性及び透明性を確保する。

(実施場所)

第6条 対面実施による採用活動等は、原則として県及び市町が管理する庁舎内又は各所属内で実施し、教職員志望者等に対して実施場所を事前に周知する。

- 2 やむを得ず庁舎外又は各所属外で実施する必要がある場合、又は試験・選考の公平性確保等の観点から事前に実施場所を周知することが適切でない場合は、所属長の事前承認を得た上で、複数の教職員により対応する等により、安全性及び透明性を確保する。
- 3 教職員又は教職員志望者等の自宅、ホテルの宿泊室、飲食店、カラオケ、車内その他職務としての透明性・安全性を確保し難い場所で採用活動等を実施してはならない。
- 4 やむを得ず実施場所を事前に周知できない場合は、当日、教職員志望者等に対して集合場所・実施場所を速やかに案内し、複数の教職員により対応する等により安全性を確保する。

(実施体制)

第7条 採用活動等は、原則として複数の教職員で対応する。

- 2 やむを得ず教職員1人での対応が必要な場合は、所属長の事前承認を得た上で、次に掲げる要件を満たすことにより安全性及び透明性を確保する。
 - (1) 見通しが確保されたオープンスペース等で実施すること。
 - (2) 実施日時、実施場所、対応者を事前に所属長に報告すること。
 - (3) 実施後に、概要記録（日時、場所、対応者、概要等）を作成し、所属長に報告すること。
- 3 インターンシップ又は実習の受入れを行う場合は、受入責任者及び現場指導者を明確化すること。

(オンライン実施)

第8条 オンラインにより採用活動等を実施する場合は、原則、県又は市町が契約したオンライン会議ツール（Teams等）により行う。

- 2 やむを得ず、県又は市町が契約したオンライン会議ツール以外のツールを使用する場合には、所属長の事前承認を得た上で当該採用活動等を実施し、実施後に、概要記録（日時、場所、対応者、概要等）を作成し、所属長に報告すること。
- 3 録画・録音を行う場合は、その目的、保存期間、取扱い等をあらかじめ明示し、教職員志望者等の承諾を得た上で行う。

第4章 連絡手段に関する取扱い

（連絡手段の限定及び禁止）

第9条 教職員から教職員志望者等への連絡手段は、次に掲げる手段に限定する。

- (1) 採用活動等を実施する所属の代表メール
 - (2) 採用活動等を実施する所属の電話（所属の固定電話及び所属の携帯電話）
 - (3) やまぐち電子申請サービス
 - (4) 県又は市町が契約したオンライン会議ツール（Teams 等）
- 2 教職員は、私用メール、個人携帯電話番号、個人の SNS アカウントを用いて教職員志望者等と連絡し、又は交流してはならない。
 - 3 教職員は、採用活動等に不必要な教職員志望者等の連絡先（SNS アカウント等を含む。）を取得してはならない。

第5章 相談窓口等

（相談窓口の設置及び周知）

第10条 教職員志望者等からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、教職員志望者等に対してホームページ、募集要項、説明会資料その他の方法により事前に周知するよう努めるものとする。

- 2 教職員志望者等が相談をためらうことのないよう、相談窓口は、採用活動等を実施する所属及び当該所属以外の所属を選択できるようにするものとする。
- 3 相談窓口は、相談窓口に相談した教職員志望者等（以下「相談者」という。）のプライバシーを保護するため、情報共有は真に必要な範囲に限定する。
- 4 相談窓口は、相談内容について本取扱いに違反することが疑われる場合、相談者に了解を得た上で、速やかに処分者へ報告すること。
- 5 教職員志望者等が所属する教育機関等の教職員志望者等の関係者から情報提供があった場合には、当該関係者と相談窓口が連携し、適切な対応を行うこと。

第6章 取扱い違反が疑われる場合の対応

(事実関係の確認)

第11条 処分者は、相談窓口から本取扱いに違反することが疑われる事案の報告を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。

(事実確認の例)

- ア 相談者からの聴取
- イ 行為者とされる教職員からの聴取
- ウ 関係者（同席者、採用活動等に携わった教職員等）からの聴取
- エ 関係資料（メール、通話履歴、出退記録、会場配置、オンライン会議ログ等）の確認

- 2 処分者は、相談者の心身の状況への配慮及び安全確保の観点から必要がある場合は、事実認定前であっても、相談者と行為者とされる教職員を引き離す等の暫定措置（担当替え、同席者の追加、接触回避、連絡遮断等）を講じる。
- 3 処分者は、相談者の心身の状況への配慮を最優先し、聴取は必要最小限の範囲で行い、情報共有は真に必要な範囲に限定する。
- 4 処分者は、相談者と行為者とされる教職員の主張が一致しない等により事実確認が十分にできないと認められる場合には、関係者からも事実関係を聴取する等の措置を講じる。
- 5 処分者は、事実確認の結果に基づき、セクハラ等に該当するか否かを判断し、プライバシーに配慮しつつ可能な範囲で、その結果を相談者に報告する。

(セクハラ等が確認された場合の措置)

第12条 処分者は、セクハラ等を認定した場合は、速やかに被害者に対する配慮のための措置を行う。

(被害者に対する配慮のための措置の例)

- ア 被害者と行為者の引き離し（担当替え、同席禁止、動線分離、連絡遮断等）
- イ 行為者による謝罪（方法、同席者、文面等は被害者の意向と安全に配慮して設定）
- ウ 相談窓口担当者による継続的な相談対応及び必要な情報提供
- エ 被害者における以後の採用活動等に不利益が生じないための配慮（担当替え、採用活動等の機会の回復等）

- 2 処分者は、セクハラ等を行った教職員に対しては、関係規程（服務規程、懲戒処分基準その他これらに準ずる定め）に基づき、懲戒処分の可能性も視野に入れ、必要な措置を講じる。

(セクシュアル・ハラスメント等を行った教職員に対する必要な措置の例)

- ア 採用活動等からの除外又は担当替え
- イ 被害者との接触禁止の指示
- ウ 懲戒処分基準に基づく処分
- エ 管理監督者への指導（監督責任を含む。）

(再発防止措置)

第13条 所属長は、事案の内容や状況を踏まえ、再発防止に向けて必要な措置を講じる。

2 セクハラ等が認定されなかった場合であっても、同様の措置を検討する。

(再発防止策の例)

- ア 採用活動等の実施時間、実施場所、実施体制等の見直し
- イ 面接官、説明会登壇者、実習指導者等に対する研修等の実施
- ウ ホームページ、募集要項、運営マニュアル等の改訂

第7章 その他併せて講ずべき措置

(不利益取扱いの禁止)

第14条 所属長は、教職員が事実関係の確認等に協力したこと、又は相談等を理由として、当該教職員に対し不利益な取扱いをしてはならない

2 所属長は、教職員志望者等が相談を行い、又は事実確認等に協力したこと等を理由として、当該教職員志望者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(記録及び管理)

第15条 所属長は、本取扱いに基づき作成した記録について、プライバシーに配慮し、取扱者を限定した上で適切に管理する。

(採用活動等においてセクハラ等以外のハラスメントが確認された場合の措置)

第16条 採用活動等におけるパワー・ハラスメントに類する行為、採用活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び採用活動等における育児休業等に関するハラスメントが確認された場合には、処分者は本取扱いに準じて必要な措置を講じる。

(教職員志望者等に対する社会通念上不相当な要望等が確認された場合の対応)

第17条 採用活動等において、教職員志望者等に対する社会通念上不相当な

要望等が確認された場合には、処分者は「山口県職員カスタマーハラスメント対応指針」やマニュアル又は「学校における保護者等対応ガイドライン」に基づき対応する。

(本取扱いの対象範囲)

第 18 条 この取扱いは、教育委員会事務局職員及び県立学校又は市町立学校の教職員に対して適用する。

附 則

(施行期日)

本取扱いは、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。

令和9年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 令和9年3月中学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集人員

募集人員は、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別に定める。

(3) 募集方法

ア 募集は、第一次募集、特色選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。

イ 令和9年度にくくり募集を行う学校、学科は、次のとおりである。

学 校	該 当 す る 学 科
山口県立岩国高等学校	人文探究科，理数探究科
山口県立山口高等学校	文科，理数科
山口県立宇部高等学校	人文社会科学科，自然科学科
山口県立下関西高等学校	人文社会科学科，自然科学科
山口県立萩高等学校	人文社会科学科，自然科学科
下関商業高等学校	商業科，情報処理科

(4) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

(5) 出願の方法

第一次募集、特色選抜、第二次募集における出願は、山口県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を使用して行う。WEB出願システムに係る手続の詳細は別に定める。

2 第一次募集

(1) 日程

- ア 志願状況調査の期間
2月10日（水）から2月12日（金）正午まで
- イ 出願の期間
2月17日（水）午前9時から2月25日（木）午前10時まで
出願手续のうち、志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力並びに入学試験料の納入について、事前に2月10日（水）午前9時から行うことができる。
- ウ 学力検査
3月9日（火）
- エ 選抜結果の発表
3月16日（火）午前10時

(2) 志願状況調査

- ア 調査対象
 - (ア) 山口県内の国公立中学校第3学年在籍生徒
 - (イ) 山口県内の私立中学校第3学年在籍生徒及び国公立特別支援学校中学部第3学年在籍生徒のうち、山口県の公立高等学校へ出願を希望するもの
- イ 調査方法
県内各中学校長は、第一次募集に出願を予定する在籍生徒について、令和9年2月5日時点における高等学校・課程・学科別の第一志願者数を、県教育委員会に報告する。

(3) 出 願

- ア 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の課程、他の学科（定時制課程においては昼間部（午前部、午後部を別とする。）及び夜間部を別とする。）又は本・分校を第二志願として出願することができる。
同一の学校の他の課程を第二志願として出願する場合には、全日制課程及び定時制課程それぞれの入学試験料を合わせて納入する。
- イ 志願者は、WEB出願システムに志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力を行う。（以下、これを「入学願書」という。）
- ウ 志願者は、入学試験料として、次に掲げる額を、WEB出願システムを通じて納入する。
なお、納入した入学試験料は、出願を取り消した場合でも返還しない。

入学試験料	全日制課程	2, 200 円
	定時制課程	700 円

- エ 志願者は、入学願書を、出願の期間中に、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出する。
- オ 入学試験料を納入した後は、志願先高等学校・課程・学科の変更はできない。
- カ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。
- キ 障害のある者の受検に当たっては、障害のあることをもって不合理な取扱いをすることがないように十分に留意し、公正かつ適切に手続等を行う。
障害等のあることにより特別な配慮を必要とする志願者は、希望する配慮の内容を特別配慮申請書により、出願締切日までのできるだけ早い時期に、中学校長を経由して、高等学校長に申請する。
- ク 帰国生徒及び外国人生徒で、特別な配慮を必要とする志願者は、希望する配慮の内容を特別配慮申請書により、出願締切日までのできるだけ早い時期に、中学校長を経由して、高等学校長に申請する。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語，社会，数学，理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

高等学校長は，学校指定方式及び生徒指定方式のいずれかの方法により傾斜配点を実施することができる。傾斜配点を実施する学校，学科は別表3及び4のとおりである。

ウ 検査時間割

右の表（学力検査時間割表）の
とおりである。

学力検査時間割表

時限	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:00～ 9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数 学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英 語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社 会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理 科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

ア 定時制課程において，令和9年4月1日現在，満18歳以上の志願者で，特例措置を希望する者については，学力検査を行わず，小論文でこれに代えることができる。ただし，山口県立山口松風館高等学校の午前部・午後部においては実施しない。

イ 特例措置を希望する志願者は，入学願書とあわせて，定時制課程特例措置申請書を中学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において，面接・小論文・実技検査を実施できる。

ア 面接は，学力検査の前日・当日・翌日のうち，小論文・実技検査は，学力検査の当日及び翌日のうち，高等学校長が定める日時に実施する。

イ 面接・小論文・実技検査を実施する学校，学科及び実施期日は，別表3及び4のとおりである。

ウ 高等学校長は，自己申告書が提出された場合は，原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(7) 選 抜

選抜は，中学校長から送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績及び面接，小論文，実技検査の結果等を資料として，各高等学校，学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し，高等学校長が行う。

ア 高等学校長は，選抜に当たっては，調査書を重視する。その際，調査書の「学習の記録」と学力検査の成績は同等に取り扱うとともに，調査書の「学習の記録」以外の記載事項及び面接，小論文，実技検査の結果等も十分考慮する。

なお，帰国生徒及び外国人生徒については，海外経験等を十分考慮する。

イ 高等学校長は，入学定員の一部について，学力検査の成績が一定以上であれば，学校，学科・コースの特色に応じ，調査書及び面接，小論文，実技検査の結果等によって選抜（以下「調査書等による選抜」という。）を行うことができる。

ウ 調査書等による選抜を実施する学校，学科及びこの選抜により合格内定とすることができる人数の入学定員に対する割合は，別表3及び4のとおりである。

3 特色選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

ア 特色選抜は、全日制課程及び定時制課程において実施する。

イ 特色選抜を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実 施 学 科 ・ コ ー ス	募 集 人 員
全 て の 学 科 ・ コ ー ス (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普 通 科 体 育 コ ー ス	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 特色選抜を実施する学校、学科及び募集人員の入学定員に対する割合は、別表5のとおりである。

(2) 日 程

ア 出願の期間

1月26日(火)午前9時から2月2日(火)午前10時まで

出願手続のうち、志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力並びに入学試験料の納入について、事前に1月12日(火)午前9時から行うことができる。

イ 面接等の実施日

2月9日(火)

1日で実施できない高等学校にあっては、2月10日(水)にも行うことができる。

ウ 選抜結果の通知

2月16日(火)午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

(3) 応募資格

令和9年3月中学校卒業見込みの者で、次のア、イの各項に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

イ 高等学校長が定める出願要件を満たしていること。

高等学校長が定める出願要件は別表1及び別表2のとおりである。

(4) 出 願

ア 志願者は、2以上の学校又は学科に出願することはできない。本校及び分校並びに全日制課程及び定時制課程に同一学科がある場合も、いずれか一つとする。

また、多部制定時制高等学校においては、志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部については、午前部、午後部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、WEB出願システムに志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力を行う。

ウ 入学試験料は、第一次募集に準じて納入する。

エ 志願者は、入学願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

オ 入学試験料を納入した後は、志願先高等学校・課程・学科の変更はできない。

カ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。

キ 受検に当たって特別な配慮を必要とする志願者に係る手続は、第一次募集に準じて行う。

(5) 個人面接及び学校独自検査

ア 特色選抜において、個人面接及び学校独自検査を実施する。各学校、学科の学校独自検査は、別表5のとおりである。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書及び個人面接、学校独自検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

なお、選抜の結果、合格内定とならなかった者は、改めて、第一次募集に出願することができる。その際は、入学試験料を再度納入する。

4 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月16日（火）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

3月17日（水）午前9時から3月19日（金）午後2時まで

イ 面接等の実施日

3月24日（水）

ウ 選抜結果の発表

3月25日（木）正午

(3) 応募資格

令和9年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者（病気等の理由で学力検査を受検できなかった者を含む。）で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

ア 出願は、第一次募集に準じて行う。ただし、第一次募集で出願したものと同一高等学校の同一学科（第二志願を含む。）に出願することはできない。

イ 入学試験料は、第一次募集に準じて納入する。

ウ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。

エ 受検に当たって特別な配慮を必要とする志願者に係る手続は、第一次募集に準じて行う。

(5) 個人面接・小論文・実技検査等

ア 第二次募集において、個人面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

なお、小論文・実技検査を実施する学校、学科については、3月16日（火）に県教育委員会が発表する。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

5 秋季入学者選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

定時制課程秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校〔普通科〕において実施する。
募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とし、3月25日（木）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

7月28日（水）から8月3日（火）午前10時まで

イ 面接等の実施日

8月17日（火）

ウ 選抜結果の通知

8月24日（火）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

(3) 応募資格

中学校の卒業生又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(4) 出 願

ア 志願者は、午前部、午後部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

なお、他の学科（午前部、午後部、夜間部）を第二志願として出願することができる。

イ 志願者は、入学願書（秋季入学者選抜用）、中学校長が発行した調査書及び秋季入学者選抜受検票送付用の封筒（宛名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な切手を貼ったもの）を、出願の期間中に、高等学校長に提出する。ただし、中学校長が発行した調査書は、封緘してあるもののみ有効とし、開封したものは無効とする。

ウ 志願者は、入学試験料として700円を手数料収納窓口において納入し、納付済証を入学願書（秋季入学者選抜用）に貼り付ける。

エ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書（秋季入学者選抜用）とともに、高等学校長に提出できる。

オ 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合は、出願する前に高等学校へ問い合わせること。

(5) 個人面接・小論文

ア 秋季入学者選抜において、個人面接及び小論文を実施する。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長が発行した調査書、個人面接及び小論文の結果等を資料として、高等学校長が行う。

6 山口県立高等学校入学志願承認申請手続

県外（海外を含む。）から山口県立高等学校の受検を希望する場合は、入学を志願する年の1月4日から2月5日までの間に高等学校入学志願承認申請を行い、山口県教育委員会教育長の承認を受ける必要がある。

なお、下関市立高等学校の受検については、下関市教育委員会に問い合わせること。

おって、特色選抜を志願し、かつ、高等学校入学志願承認を必要とする場合は、承認を受けた上で特色選抜の出願（出願期間：1月26日午前9時～2月2日午前10時）を行う必要があることから、特色選抜の出願に間に合うように、高等学校入学志願承認の申請手続を行うこと。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業者及び令和9年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業者及び令和9年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（月）から2月12日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、3月3日（水）に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月10日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（水）午後3時から3月17日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日（水）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月18日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月23日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

下松高校と華陵高校の再編統合により設置する新高校に関する提言書について

1 新高校の魅力創造委員会について

(1) 目 的

「県立高校再編整備計画 後期実施計画」に基づき設置する新高校について、学校の魅力・特色づくりに向けた提言等を行う。

(2) 組 織

- ・学識経験者（大学教授等）
- ・両校関係者（校長・生徒・卒業生・同窓会・PTA・学校運営協議会）
- ・地元自治体（下松市）
- ・地元中学校長会（下松市）

(3) 開催状況

日 程	会 場	内 容
6月16日（火）	華陵高校 会議室	【熟議】 下松高校及び華陵高校の特色と魅力について 新高校の特色化・魅力化について
8月5日（水）	下松高校 第2会議室	【熟議】 新高校のめざす学校像、設置学科における教育の方向性、部活動等について
8月24日（月）	末武公民館 視聴覚室	【協議】 新高校に係る提言内容について

(4) 提 言 書 → 別紙

2 今後のスケジュール

令和8年11月 下松高校と華陵高校の学校運営協議会を合同で実施する際に、提言書について説明

令和9年 3月 新高校のコンセプト、スクール・ミッション、設置学科の分類、教育の方向性、学級数、部活動について公表

下松高校と華陵高校の再編統合により設置する新高校について（提言）

1 めざす学校像について

- ・ 地域や社会と連携・協働した探究的な学びや、国際交流体験による学びなどを通して、ふるさとへの誇りと愛着を育み、グローバルな視点に立って地域や社会の発展に寄与できる人材（グローバル人材）を育成する学校
- ・ 生涯にわたって学び続ける態度を身に付け、社会の変化に柔軟に対応して、自らのあり方や生き方を考え、主体的に未来を切り拓いていく人材を育成する学校

2 設置学科における教育の方向性について

（1）両学科に共通すること

- ・ 地域・大学・産業界等との連携・協働のもと、デジタル技術の活用や文理にとらわれない幅広い学びを通して、多面的な視点で課題を解決する力を育成
- ・ 地域の課題に関する探究活動や世界の多様な文化に触れる学習活動を通して、地域と世界を結び付けて考え、様々な人々と協働して行動できる力を育成
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、自ら進路を切り拓き、学び続ける力を育成

（2）普通教育を主とする学科

- ・ 確かな学力を育成するとともに、多様な学習ニーズに対応した柔軟な教育課程を編成し、自らの将来を見据えて主体的に進路を選択する力を育成
- ・ 生成AIやデータを活用した学びを通して、様々な視点から物事を捉え、自ら思考・判断する力や、地域や社会の未来を創造し、新たな価値を生み出す力を育成

（3）外国語に関する学科

- ・ 確かな学力を育成するとともに、グローバル社会に求められる実践的なコミュニケーション能力をはじめ、世界に通用する高い英語力を育成
- ・ 海外の姉妹校等との相互交流を通して、豊かな国際感覚とグローバルな視野を養い、多様な文化や価値観を尊重する態度を育成

3 部活動について

- ・ 両校の部活動の伝統や実績、特色を継承・発展させ、生徒一人ひとりが主体的に活動できる魅力ある部活動を推進
- ・ 部活動を通して、目標に向かって努力する姿勢、粘り強く挑戦し続ける力、コミュニケーション能力、主体性や協調性を育成
- ・ 地域との交流や連携・協働を推進することを通して、豊かな人間性や社会性を育成

4 教育環境について

- ・ 保護者や地域住民が学校教育に参画しやすい環境を整え、地域とともにある学校づくりを推進
- ・ 学校行事や部活動、生徒会活動において、生徒主体で企画・運営し、生徒が活躍できる機会を創出
- ・ 新たな制服の導入や生徒による情報発信を行うなど、中学生や地域に対して新高校の魅力やブランドイメージを周知
- ・ 新高校における教育活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、ALTを優先的に配置するとともに、施設・設備を充実
- ・ 開校前から両校の生徒・教職員による交流活動を推進し、新高校づくりへの参画意識を醸成
- ・ 両校の伝統や文化、特色ある教育活動を継承・発展させるとともに、それぞれの強みを融合し、新たな価値を創造する学校づくりを推進

令和8年10月2日
新高校の魅力創造委員会

山口県公立高等学校の学科改編について（案）

1 概 要

「県立高校再編整備計画 後期実施計画」（令和 8 年 3 月策定）において、美祢青嶺高校、下関北高校、高森高校の普通科及び防府西高校の総合学科を学科改編して設置することとしている「新しい普通科※」の名称について、正式に「**未来デザイン科**」とします。

また、美祢青嶺高校の機械科及び電気科を学科改編して設置することとしている「工業に関する学科」の名称について、正式に「**未来エンジニア科**」とします。

※ 「新しい普通科」は、令和 4 年度から設置が可能となった普通教育を主とする学科。

2 各校に設置する学科及び学級規模について

【現在】

高校名	学科名
美祢青嶺	普通科
	機械科
	電気科
下関北	普通科
高森	普通科
防府西	総合学科

【学科改編実施後】

実施年度	高校名	学科名	学級規模
令和 10 年度	美祢青嶺	未来デザイン科	2 学級
		未来エンジニア科	1 学級
令和 11 年度	下関北	未来デザイン科	2 学級
	高森	未来デザイン科	令和 9 年度内に公表予定
	防府西	未来デザイン科	

※ 学科改編は、上記の年度から年次進行で実施。

3 未来デザイン科について

(1) コンセプト

進学にも就職にも強い新しい普通科

- 地域資源を活用した探究的な学びや専門人材と連携した実践的な学びの拡充
- 遠隔教育・学校間連携による多様な学びを通じたキャリアのデザイン

(2) 特色ある教育活動

- 進学と就職の両方に対応した自己実現に向けた学習
進学と就職の両面から進路を考えることができる体験活動を通して、自他の強みや可能性等を見出し、将来の進路を自分で考える力を身に付ける学習
- アントレプレナーシップ教育※に基づいた探究的な学習
自ら課題を見つけ、その解決に向けて他者と協働して取り組む学習
※ アントレプレナーシップ教育とは、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりする力を身に付ける教育。
- 多様な他者と連携した実践的な学習
地域・社会や専門人材・専門機関と連携した、実社会とつながる学習
- 学校間連携を通じた多様で質の高い学習
遠隔教育等を活用した 4 校の連携による、各校の特色ある学びや多様な教育資源の共有

(3) 育成する力

[未来構想力]

自身と地域・社会の未来へのビジョンをもち、その実現に向けた計画を立案する力

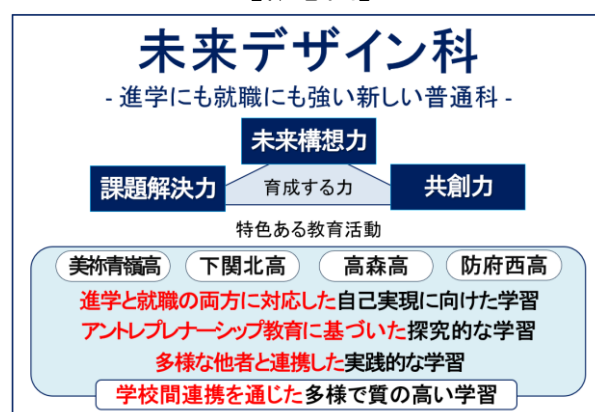
[課題解決力]

ビジョンの実現に向けて、自身と地域・社会との関わりから見出した課題を解決する力

[共 創 力]

豊かな心をもち、多様な他者と協働して新たな価値を創造する力

【概念図】



(4) 学科改編後の各校のスクール・ミッション

高校名	スクール・ミッション
美祢青嶺	美祢市唯一の公立高校として、市内全域をフィールドにした探究活動や、地域・社会や地元企業と連携・協働した課題解決型学習等の探究的な学びなどを通して、確かな学力や高度な専門性を身に付け、志と知的探究心をもち、自身と地域・社会の未来を創ることができる、人間性豊かな人材を育成します。
下関北	「One for All ; All for One」のスクールスローガンを掲げ、小・中学校や地域・社会と連携・協働した課題解決型学習等の探究的な学びなどを通して、確かな学力を身に付け、主体的に新たな価値を創造し、自身と地域・社会の未来を創ることができる、人間性豊かな人材を育成します。
高森	地域・社会と連携した課題解決型学習等の探究的な学びや海外との交流による学びなどを通して、確かな学力と豊かな人間性を備え、志をもち、グローバルな視点に立って、自身と地域・社会の未来を創ることができる人材を育成します。
防府西	校訓「一意専心」のもと、地域・社会や地元企業等と連携・協働した探究的な学びや、専門人材と連携した実践的な学びを通して、自らが志す道に向かって目標や課題に主体的に挑戦し、他者と協働しながら自身と地域・社会の未来を創ることができる、感性豊かな人材を育成します。

(5) 各校の未来デザイン科に設置するコース

高校名	コース名	コースの特色及び具体的な取組の例
美祢青嶺	アカデミックコース	○ 主に国公立大学、難関私立大学等への進学をめざす ・ 課外授業や長期休業中の進学学習会等を実施 ・ 地域と連携し、放課後の生徒の学習活動等を支援
	キャリアデザインコース	○ 主に大学や専門学校への進学、公務員を含む就職など、多様な進路実現をめざす ・ 大学や専門学校への進学から、公務員その他就職まで幅広い進路希望に対応した教育課程を編成 ・ 未来エンジニア科に開設するものづくりについて学ぶ科目の一部を選択可能
下関北	アカデミアコース	○ 主に国公立大学、私立大学等への進学をめざす ・ 数学Ⅲや物理などの選択により、理系の学部・学科への進学にも対応 ・ 地域資源等を活用して身近な課題を発見し、課題解決に向けた探究学習を実施
	キャリアコース	○ DXにより観光の活性化等に取り組む探究活動を通して、社会で役立つ実践力を身に付け、多様な進路実現をめざす ・ 商業科や家庭科などの授業を通して、社会で役立つ実践力を育成 ・ 外部人材と連携し、生成AIやドローン、メタバース等を活用した課題解決に取り組む探究学習を実施
高森	進学探究コース	○ 確かな学力・論理的思考力・探究力を身に付け、主に国公立大学、私立大学等への進学をめざす ・ 県内の国公立大学等と連携した探究学習や、大学の教授等による出張講義を実施 ・ 地元企業等と連携し、大学卒業後のキャリアを見据えたビジョンを育む出張講義を実施
	総合探究コース	○ 地域・社会と連携した探究活動を通して、自分の将来を考え、大学や専門学校等への進学から就職まで、多様な進路の中から希望する進路の実現をめざす ・ 食に関わる事業者をはじめとする地元企業、行政機関、大学、地域住民等の産官学民と連携した探究活動を体系的に実施 ・ 関係機関、企業、関係者等を招いて、探究学習の成果を共有する発表会を実施
防府西	進学コース	○ 主に国公立大学、私立大学等への進学をめざす ・ 国公立大学等と連携した、進学に対する意識の醸成に向けた講座を実施 ・ 課外授業等、希望する進路の実現に向けた学力向上のための取組を実施
	保育・福祉コース	○ 保育や福祉に関する専門的な知識や技術の習得をめざす ・ 県内の大学や短大等の保育や福祉に関する学科と連携した講座を実施 ・ 保育所での体験実習を実施（保育）、介護職員初任者研修に対応（福祉）
	芸術コース	○ 音楽や美術のもつ特性を探究し、豊かな感性と創造的な表現力の向上をめざす ・ 県内外の音楽、美術の有名講師による特別講義を実施 ・ ICTを活用した楽曲制作、CGデザイン・アート制作等を実施

(6) 入学者選抜における募集方法

- 美祢青嶺高校、下関北高校に設置する未来デザイン科における令和10年度入学者選抜においては、各コースを一括して募集（くくり募集）します。
- 高森高校、防府西高校に設置する未来デザイン科における令和11年度入学者選抜の募集方法については、令和9年度内に公表する予定です。

4 美祢青嶺高校に設置する未来エンジニア科について

(1) コンセプト

デジタルものづくりで未来を拓く工業科

- デジタル技術を活用した実践的なものづくりに関する教育の充実
- 地域や地元企業との連携・協働による、課題解決型学習等の探究的な学びの展開

(2) 特色ある教育活動

- 産業社会の変化に応じた分野横断的な工業に関する学習
デジタル技術を活用したものづくりに必要な、電気分野の学びを取り入れた機械に関する専門科目の学習
- アントレプレナーシップ教育に基づいた探究的な学習
自ら課題を見つけ、その解決に向けて他者と協働して取り組む学習
- 多様な他者と連携した実践的な学習
地域・社会や専門人材・専門機関と連携した、実社会とつながる学習
- 学科間連携を通じた創造的な学習
併置する未来デザイン科と連携した取組により、多様な視点や発想に触れ、新たな価値を創造する学習

(3) 育成する力

[未来構想力]

自身と地域・社会の未来へのビジョンをもち、その実現に向けた計画を立案する力

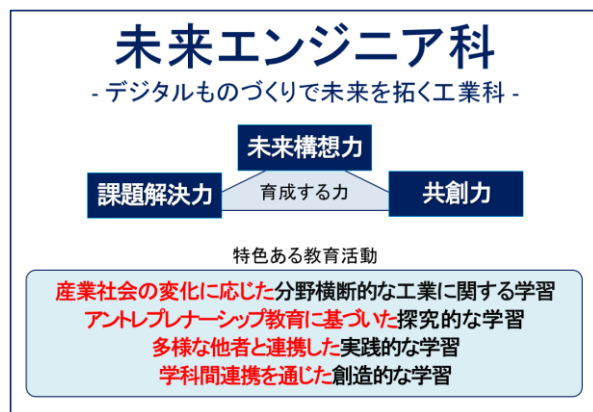
[課題解決力]

ビジョンの実現に向けて、自身と地域・社会との関わりから見出した課題を、デジタルものづくりを通して解決する力

[共創力]

豊かな心をもち、多様な他者と協働して新たな価値を創造する力

【概念図】



(4) 学科改編後のスクール・ミッション（再掲）

高校名	スクール・ミッション
美祢青嶺	美祢市唯一の公立高校として、市内全域をフィールドにした探究活動や、地域・社会や地元企業と連携・協働した課題解決型学習等の探究的な学びなどを通して、確かな学力や高度な専門性を身に付け、志と知的探究心をもち、自身と地域・社会の未来を創ることができる、人間性豊かな人材を育成します。

(5) 具体的な取組の例

- ・ 産業用の3Dプリンタやレーザーカッターなどの先進のデジタル機器を活用した、設計からものづくりまでを視野に入れた学びを実施
- ・ アントレプレナーシップをもって地域・社会の産業を支える職業人を育成するために、地元企業等と連携したプログラムや地域資源を活用した探究的な活動を実施
- ・ 未来デザイン科と連携してデジタルものづくりの魅力を発信するなど、学科間連携を推進
- ・ 資格取得に向けた計画的な指導や、地元企業について理解を深めるセミナーを実施
- ・ 進学希望者を対象とした大学のオープンキャンパスや課外授業等への参加を促進